

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

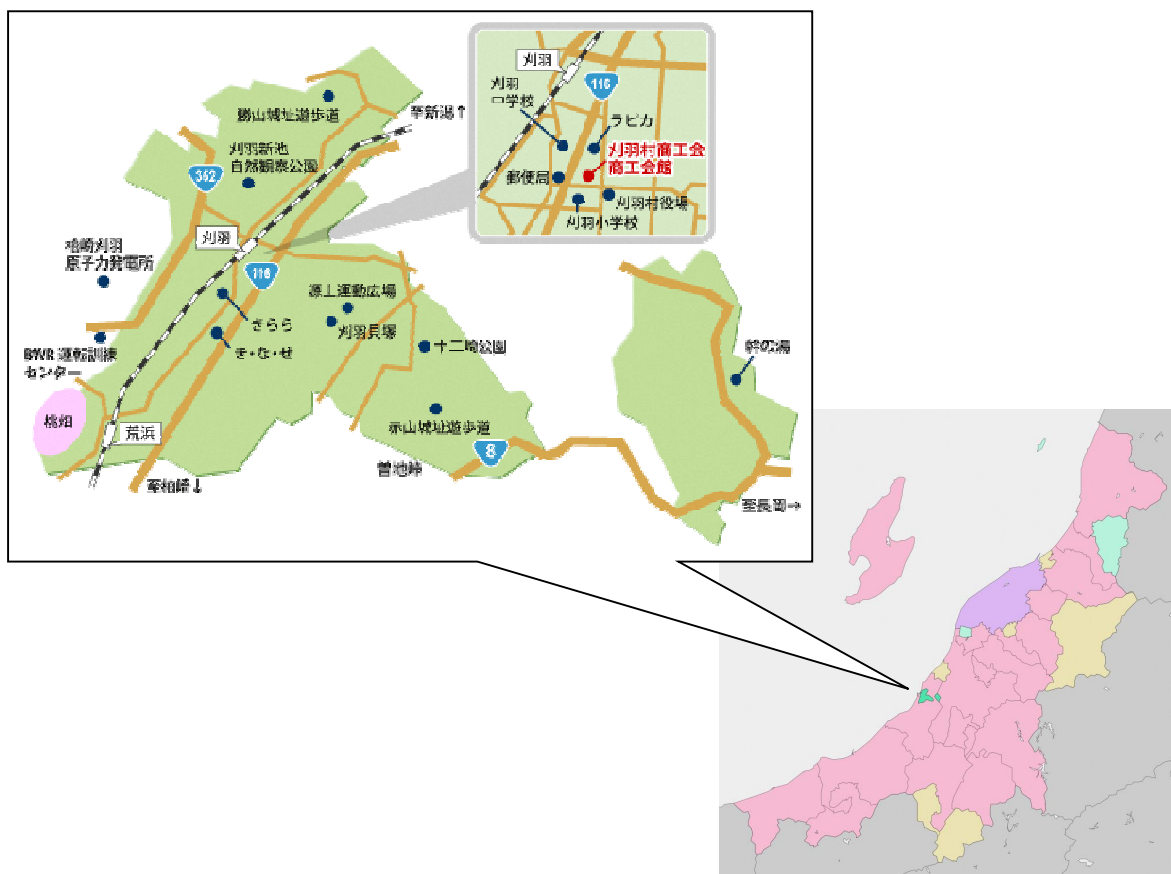
I 現状

(1) 地域の災害等リスク

(地域の概要)

刈羽村は、新潟県のほぼ中央の日本海側に位置し、南を柏崎市、北を旧西山町に接し、長岡市に一部接した飛地を有している。総面積は26.27平方kmで、村の西側は日本海に隣接しており、土地の大部分は平坦で、大きく西の砂丘地、中央の平坦地、東の丘陵地から成っている。砂丘地には防風林を兼ねた松林と桃畑が広がり、平坦地は豊かな田園地帯となっている。

村を南北にJR越後線が縦断しており、村の中央を国道116号線、南部を国道8号線が、海側を国道352号線が走っている。また、海岸側には東京電力ホールディングス(株)柏崎刈羽原子力発電所が立地している。

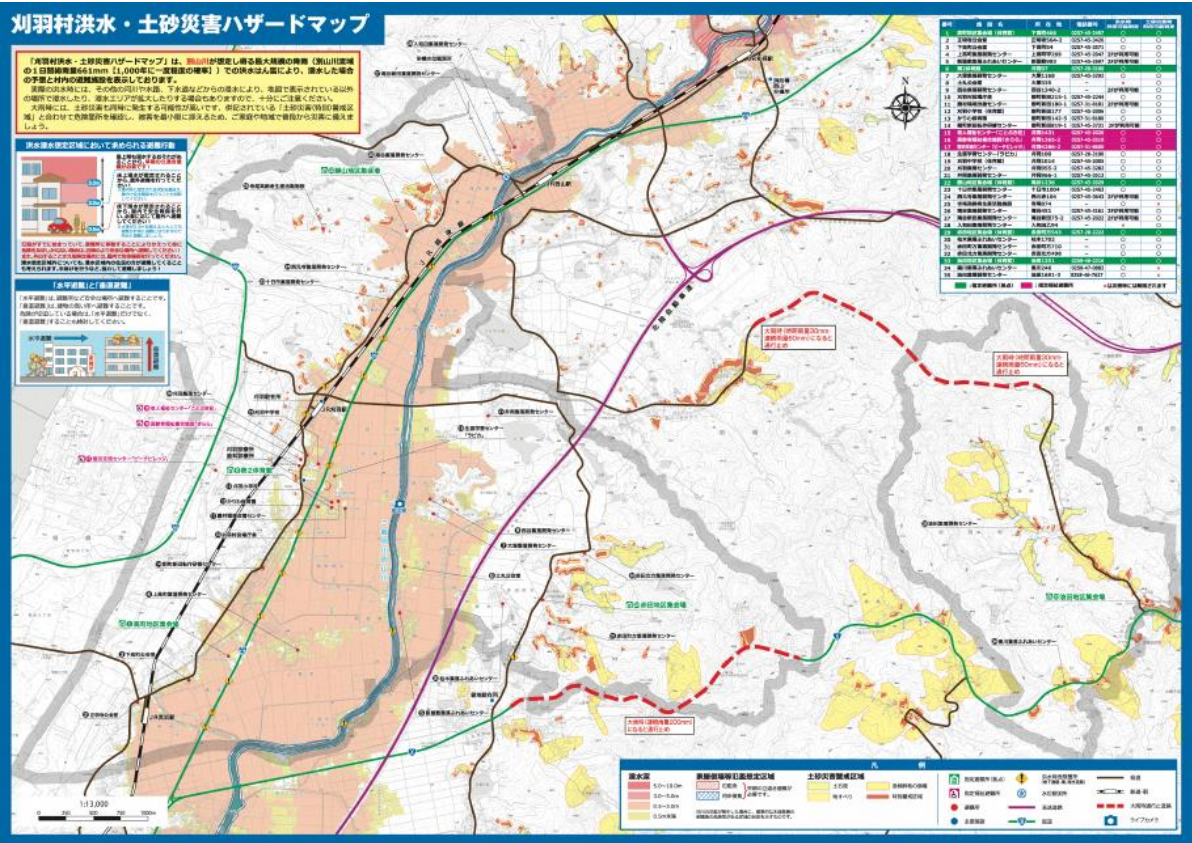


(洪水：ハザードマップ)

当村のハザードマップによると、当会が立地する中心市街地においては、0.5m～3mの浸水が予想されており、当該地域の60%に相当する範囲で浸水が予想されている。また、製造業の多くが立地する勝山地区において、最大で3mの浸水被害が予想されている。

(土砂災害：ハザードマップ)

当村のハザードマップによると、山間の赤田地区及び油田地区一帯は、地滑り等、土砂災害が生じる恐れがあるエリアとなっているが、農業者の多い地域であり、農産加工品製造業が立地している。



床下浸水想定区域(0.5m~3mの浸水) 土砂災害警戒区域

(地震：J-SHIS)

地震ハザードステーションの防災地図によると、新潟県主要部においては震度6弱以上の地震が今後30年間で15%の確率で発生するとされている。

(その他)

当村は海沿いに位置しており、村内は春から秋にかけての気象は比較的温暖で、冬季は北西の季節風が吹き荒れる日本海側特有の気候である。年間の平均降水量は約2,500mmで、冬型の気圧配置となる11月から1月にかけての降水量が多く、月に300mm以上の降水量を記録している。一方、夏は猛暑日になることも多い。

村内では、およそ十数年に1回の割合で集中豪雨災害が発生しており、日雨量が150mm以上で水害、土砂災害が発生しはじめる傾向がある。近年では、昭和53年、昭和63年、平成7年に大きな災害が記録されている。特に、村内中央を流れる二級河川、別山川とその支流(神成川、前谷地川、一ノ堰川)の合流点から支流上流の広い範囲、山地と丘陵地を刻む谷の出口などで浸水被害がみられる。

また、新潟県内では、100年に1・2回の割合で大きな地震が発生しており、近年では昭和39年の新潟地震、平成16年の新潟県中越地震、平成19年の新潟県中越沖地震により大きな被害を被っている。当村においても、沖積低地で液状化による噴砂や不同沈下により施設・設備等が被害を受け、生産・営業活動が制限されるなど、事業継続に大きな影響が生じた。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のような未知の感染症は、国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当村においても多くの村民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。

(原子力発電所の被災)

当村は、7基の原子炉を有し、世界最大級の原子力発電所である柏崎刈羽原子力発電所に隣接している。また、半径5km圏内に人口の約98%が居住しており、村内全域が即時避難区域(PAZ)とされている。原子力災害においては発電所の単独事故だけでなく、震災や津波など他の災害と連動して発生するリスクについても想定されており、地域産業の維持に大きな影響を与えることが懸念される。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 189人
- ・小規模事業者数 117人

【内訳】

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考 (事業所の立地状況等)
商工業者	建設業	75人	38人	村内に広く分散している
	製造業	19人	13人	平野部や別山川沿いに多い
	卸売業	9人	6人	平野部や別山川沿いに多い
	小売業	21人	17人	平野部に多い
	飲食宿泊業	8人	6人	平野部や丘陵地に点在
	サービス業	39人	25人	村内に広く分散している
	その他	18人	12人	村内に広く分散している

(商工会基幹システム企業カウントより)

(3) これまでの取組

- 1) 当村の取組
 - ・刈羽村地域防災計画の策定、防災訓練の実施
 - ・防災、感染症等対策備品の備蓄
 - ・刈羽村新型インフルエンザ等対策行動計画の策定
- 2) 当会の取組
 - ・刈羽村商工会危機管理マニュアルの策定
 - ・事業者BCPに関する国の施策の周知
 - ・事業者BCP策定セミナーの開催
 - ・損保会社と連携した損害保険への加入促進
 - ・防災備品(スコップ、懐中電灯、非常食等)を備蓄
 - ・緊急避難施設としての刈羽村産業会館の管理
 - ・刈羽村が実施する防災訓練への参加及び協力

II 課題

現状では、自然災害等による緊急時の取組について、刈羽村商工会危機管理マニュアルを策定しているが、役員等一部会員への周知のみとなっており、具体的な運用が行われていない。加えて、当会職員数は臨時職員を含めて5名しかおらず、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分に確保できず、保険・共済に対する助言を行える経営指導員等職員が不足している。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者の認識が不足しており、予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りやマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性等を具体的に周知する必要がある。

III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し災害等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・平日・休日を問わず、発災時における連絡・情報共有を円滑に行うため、当会と当村との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年4月1日～ 令和12年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・ 当会と当村の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する

< 1. 事前の対策 >

- ・ 刈羽村地域防災計画及び刈羽村新型インフルエンザ等対策行動計画と刈羽村商工会危機管理マニュアルについて、本計画との整合性を整理し、自然災害発災時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ・ 巡回経営指導等の機会を活用し、ハザードマップや過去の被災事例等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスクや産地内サプライチェーン企業の被災によるリスク、及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、企業間連携、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・ 会報や村広報、ホームページ等において、国・県・市の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・ 小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む。）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・ 事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・ 事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会、商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・ 平成26年に危機管理マニュアル作成し、随時更新し運用している（別添）。

3) 関係団体等との連携

- ・ 連携協定を結ぶ損保会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険等の紹介等を実施する。
- ・ 感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・ 関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、産地組合等とのセミナー等の共催

4) フォローアップ

- ・ 小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・ 刈羽村と支援計画についての状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・ 自然災害等（震度5強以上の地震等）が発生したと仮定し、当村との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

＜2. 発災後の対策＞

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一である。その上で、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後1時間以内に職員の安否確認を行う。
(SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を当会と当村で共有する。)
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、刈羽村における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定及び情報共有

- ・当会と当村の間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。なお、応急対策の方針決定においては、以下の被害規模を目安とする。
- ・職員は、危機管理マニュアルに基づいた役割分担の業務を担う。
- ・大まかな被害状況を確認し、1日以内に情報共有する。

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内2%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内5%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当会と当村は以下の間隔で被害情報等を共有する。

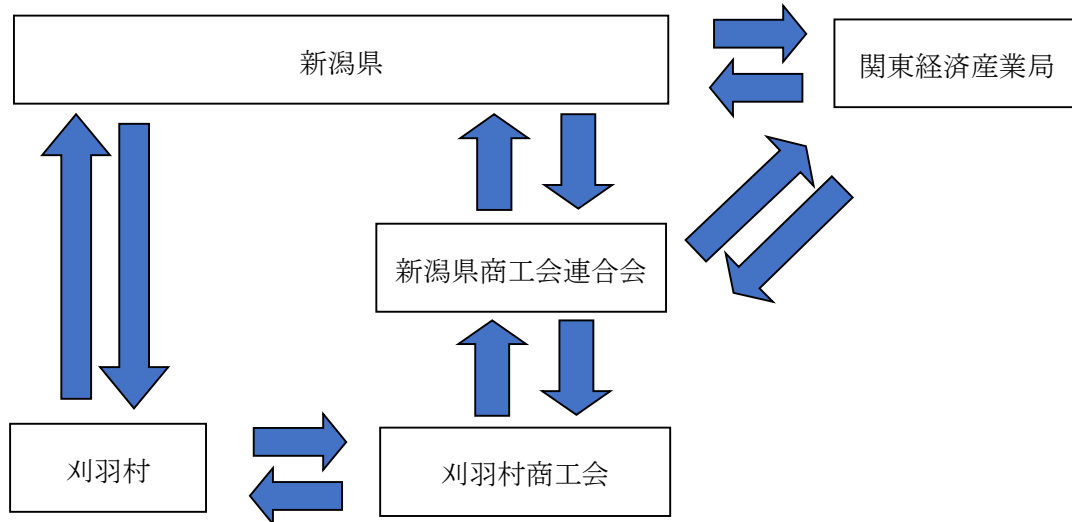
発災後～概ね1週間	1日に1回共有する
概ね1週間～概ね1ヶ月	必要に応じて共有する
概ね1ヶ月以降	状況に応じて、適宜共有する

- ・当村で取りまとめた刈羽村新型インフルエンザ等対策行動計画を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

＜3. 発災時における指示命令系統・連絡体制＞

- ・平日・休日を問わず、自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と当村は被害状況の確認方法や被害額(合計、建物、設備、商品等)の算定方法について、あらかじめ確認しておく。

- ・ 当会と当村が共有した情報を、県の指定する方法にて当会又は当村より県へ報告する。
- ・ 感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当村が共有した情報を県の指定する方法にて当会又は当村より県へ報告する。



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・ 相談窓口の開設方法について、刈羽村と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・ 安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・ 地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・ 応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・ 感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・ 県の方針を踏まえ、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・ 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を新潟県商工会連合会等に相談する。

※ その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、県へ報告する。

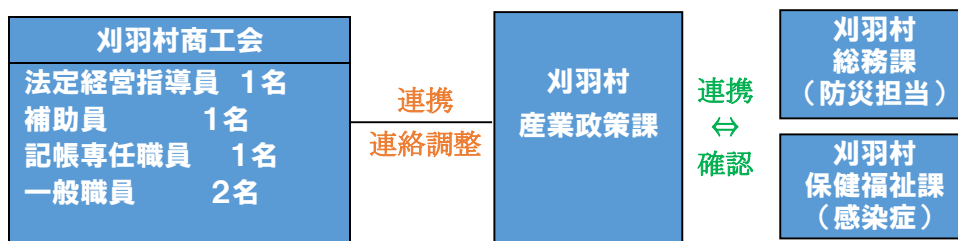
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和6年11月現在)

(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

- ・氏名：経営指導員 柳澤 隆志
- ・連絡先：後述(3)①参照

②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度 等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(1年に1回以上)

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会／商工会議所

刈羽村商工会 経営支援室

〒945-0307 新潟県刈羽郡刈羽村大字刈羽 111 番地 2

TEL : 0257-45-2386 / FAX : 0257-45-2985 / E-mail : kariwaci@kisnet.or.jp

②関係市町村

刈羽村 産業政策課

〒945-0397 新潟県刈羽郡刈羽村大字割町新田 215 番地 1

TEL : 0257-45-3913 / FAX : 0257-45-2818 / E-mail : sangyou@vill.kariwa.lg.jp

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要な資金の額	350	350	350	350	350
・専門家派遣費	100	100	100	100	100
・セミナー開催費	150	150	150	150	150
・パンフ、チラシ作製費	35	35	35	35	35
・防災、感染症対策費	65	65	65	65	65

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、刈羽村補助金、新潟県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
該当なし
連携して実施する事業の内容
該当なし
連携して事業を実施する者の役割
該当なし
連携体制図等
該当なし